

---

## 1. 検討経緯

丹生ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から近畿地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、検証要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成23年1月17日に設置し、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、図1.1.1に示すとおり検討の場を1回及び幹事会を5回開催し、丹生ダム建設事業における洪水調節、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の3つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成25年4月3日から平成25年5月2日まで、洪水調節、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の目的ごとに「これまで提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、平成28年2月8日から平成28年3月7日までの間に電子メール等による意見募集を行い、平成28年2月28日と3月1日の2日間で、淀川流域内の2会場において関係住民の意見聴取を行った。また、平成28年2月29日には、学識経験を有する者から意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成したところである。

丹生ダム建設事業の検証に係る検討フローを図1.1.1に示す。

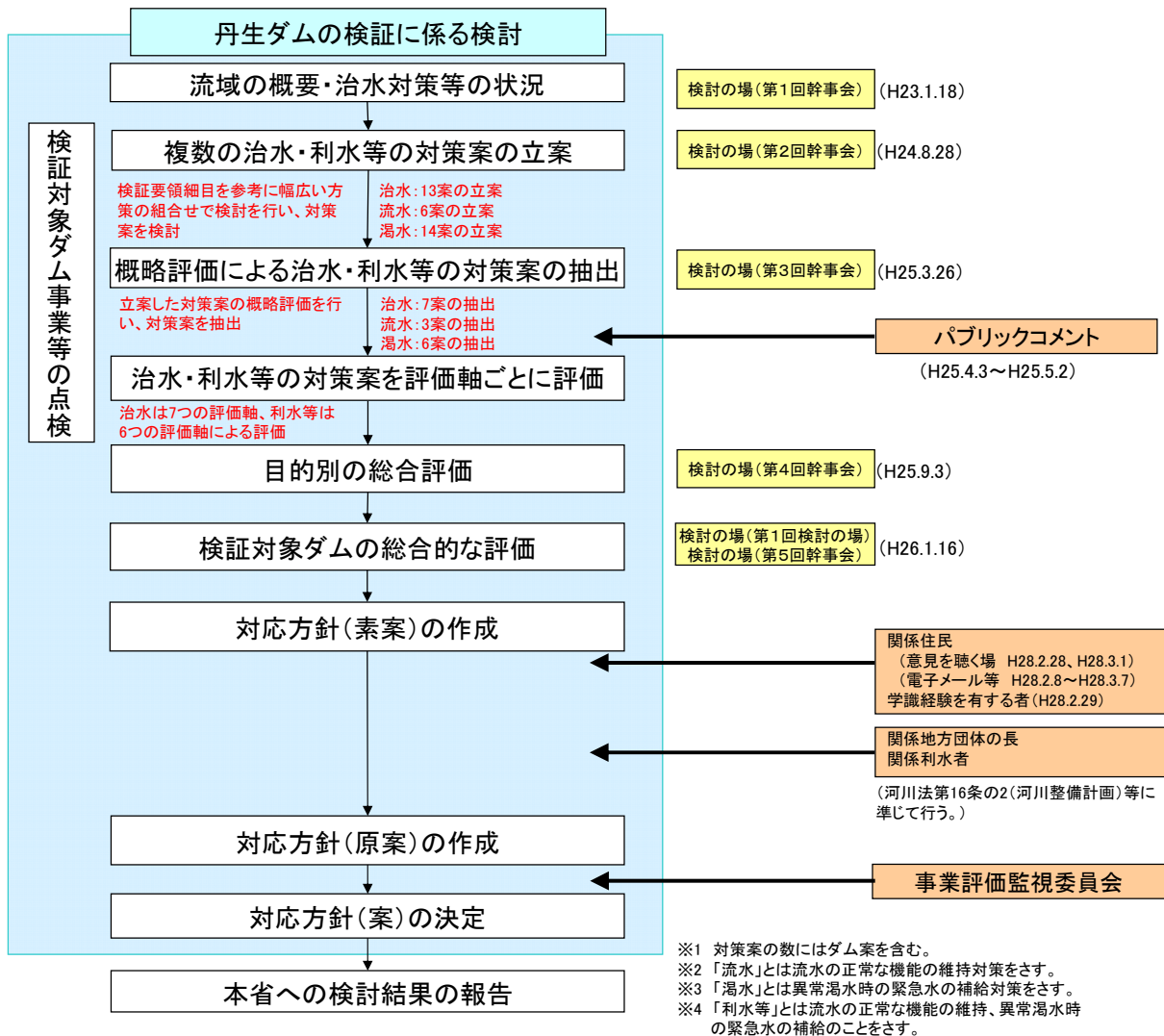


図 1.1.1 丹生ダム建設事業の検証に係る検討フロー

---

## 1.1 検証に係る検討手順

丹生ダム建設事業の検証に係る検討（以下「丹生ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2. に、検証対象ダムの概要の整理結果については3. に示すとおりである。

なお、滋賀県湖北圏域の姉川・高時川は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、丹生ダム検証にあたっては、検証要領細目に基づいて、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定して検討を進める必要がある。このため、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県は、検討主体と技術的な協議の上、姉川・高時川の河川整備計画相当の治水の目標流量・整備内容及び高時川の流水の正常な機能の維持のための目標流量（正常流量）を定めた。検討主体はこの流量をダム検証に係る検討の目標とした。

異常渇水時の緊急水の補給については、淀川水系河川整備計画（大臣管理区間）における「丹生ダムで確保する方法」と「琵琶湖で確保する方法」を基本として諸元を設定し、ダム検証の対象ダムとして検証を進めることとした。

検証対象ダム事業等の点検については、設定した諸元により、丹生ダム建設事業の総事業費、工期や堆砂計画について検討を行い、過去の洪水実績などの計画の前提となっているデータ等の点検を行った。その結果は4.2に示すとおりである。

次に、丹生ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出」、「治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

### 1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

#### (1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、姉川・高時川の河川整備計画相当として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案のうち2つは、丹生ダムを含む案（A案、B案）とし、その他に丹生ダムを含まない方法による11案、計13案の治水対策案を立案した。その結果等は4.3.1～4.3.4に示すとおりである。

---

## (2) 概略評価による治水対策案の抽出

丹生ダムを含まない方法による 11 案の治水対策案について概略評価を行い、丹生ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.3.5 に示すとおりである。

## (3) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した丹生ダムを含まない方法による 5 案の治水対策案と丹生ダムを含む治水対策案（A案、B案）の計 7 案について、7 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.3.6 及び 4.6.1 に示すとおりである。

### 1.1.2 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

#### (1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、姉川・高時川の河川整備計画相当として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の 1 つは丹生ダムを含む案とし、その他に丹生ダムを含まない方法による 5 案、計 6 案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。その結果等は 4.4.1～4.4.4 に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

丹生ダムを含まない方法による 5 案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、丹生ダムを含む 3 案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は 4.4.5 に示すとおりである。

#### (3) 関係河川使用者等への意見聴取

概略評価により抽出した丹生ダムを含む 3 案の流水の正常な機能の維持対策案を関係河川使用者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は 4.4.6 に示すとおりである。

#### (4) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した丹生ダムを含まない方法による 2 案の流水の正常な機能の維持対策案と丹生ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案の計 3 案について、関係河川使用者等からの意見も踏まえて、6 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.4.7 及び 4.6.2 に示すとおりである。

---

### 1.1.3 異常渇水時の緊急水の補給

検証要領細目第4に基づき、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案、概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出、異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

#### (1) 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案

複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案は、淀川水系河川整備計画（大臣管理区間）において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案のうち2つは丹生ダムを含む案（丹生ダムで確保する方法（A案）と琵琶湖で確保する方法（B案））とし、その他に丹生ダムを含まない方法による12案、計14案の異常渇水時の緊急水の補給対策案を立案した。その結果等は4.5.1～4.5.7に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

丹生ダムを含まない方法による6案の異常渇水時の緊急水の補給対策案について概略評価を行い、丹生ダムを含む6案の異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出を行った。その結果等は4.5.8に示すとおりである。

#### (3) 関係河川使用者等への意見聴取

概略評価により抽出した丹生ダムを含む6案の異常渇水時の緊急水の補給対策案を関係河川使用者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は4.5.9に示すとおりである。

#### (4) 異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した丹生ダムを含まない方法による4案の異常渇水時の緊急水の補給対策案と丹生ダムを含む異常渇水時の緊急水の補給対策案（A案、B案）の計6案について、関係河川使用者等からの意見も踏まえて、6つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.5.10及び4.6.3に示すとおりである。

### 1.1.4 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、丹生ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.7に示すとおりである。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

### 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

丹生ダム検証を進めるにあたり、近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成23年1月17日に設置し、平成26年1月16日までに検討の場を1回、幹事会を5回開催した。その結果等は5.1に示すとおりである。

なお、検討の場の構成員を表1.2.1に、検討の場の実施経緯を表1.2.2に示す。

表 1.2.1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 兵庫県知事 長浜市長 京都市長 守口市長 <sup>*)</sup>	滋賀県琵琶湖環境部長 滋賀県土木交通部長 京都府文化環境部長 京都府建設交通部長 大阪府都市整備部長 兵庫県政策部長 兵庫県県土整備部長 長浜市都市建設部長 長浜市北部振興局長 京都市建設局長 京都市上下水道局長 守口市下水道部長 <sup>**)</sup>
検討主体	近畿地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長	近畿地方整備局河川部長 独立行政法人水資源機構関西支社長

\*) 第1回：池田市長、第2回・第3回：摂津市長

\*\*\*) 第1回：池田市都市建設部長、池田市上下水道部長  
第2回・第3回：摂津市土木下水道部長

表 1.2.2 検討の場の実施経緯

(平成 26 年 1 月 16 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
平成 23 年 1 月 17 日	検討の場を設置	・検証要領細目に基づき設置
平成 23 年 1 月 18 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規約</li> <li>■検証に係る検討手順</li> <li>■経緯及び概要</li> </ul>
平成 24 年 8 月 28 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■検証対象ダム</li> <li>■対策案の検討</li> <li>・複数の治水対策案の立案</li> <li>・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案</li> <li>・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案</li> </ul>
平成 25 年 3 月 26 日	第 3 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■丹生ダム建設事業等の点検</li> <li>・総事業費、工期、堆砂計画、計画の前提となっているデータ</li> <li>■対策案の検討</li> <li>・概略評価による治水対策案の抽出</li> <li>・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出</li> <li>・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出</li> <li>■パブリックコメントの実施</li> <li>■関係河川使用者等への意見聴取</li> </ul>
平成 25 年 9 月 3 日	第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメントの結果</li> <li>■関係河川使用者等への意見聴取結果</li> <li>■治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> <li>■流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> <li>■異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> </ul>
平成 26 年 1 月 16 日	検討の場 (第 1 回検討の場) (第 5 回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> <li>■流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> <li>■異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)</li> <li>■検証対象ダムの総合的な評価</li> </ul>

---

### 1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成25年4月3日から平成25年5月2日の30日間に、「これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。その結果は5.2に示すとおりである。

### 1.2.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。その結果は5.3に示すとおりである。これらを踏まえ、「本報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施する予定。

### 1.2.4 事業評価

今後、近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

### 1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページで公表した。